

## 高知県造林事業査定要領

高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業のうち、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金の補助金算定は、この要領に定めるところによる。なお、再造林等支援事業の補助金算定は、要綱に定めるところによる。

1 木材増産推進課は、林業事務所の長又は嶺北林業振興事務所の長が高知県造林事業竣工検査内規により実施した竣工検査に基づいて補助金の算定を行う。

### 2 補助金額の算出

#### (1) 標準経費

標準経費は、別に定める種別標準単価に事業量を乗じて求める。

#### (2) 補助金額

ア 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業（森林緊急造成及び被害森林整備、林相転換特別対策）並びに特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備）及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

ウ 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生林整備を除く。）における補助金額は、実行経費に補助率を乗じて求める。

エ 森林作業道の補助金は、ア及びイにかかわらず森林環境保全整備事業設計積算要領及び森林環境保全標準歩掛又は県の定める標準単価により事業費の積算を行い、これに査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

オ 森林保全再生整備の補助金は、ア及びイにかかわらず森林保全再生整備における実行経費の算出について（平成26年3月31日付け26林整整第1352号）に基づき実行経費の積算を行い、これに査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

カ 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業（共生林整備を除く。）、特定森林造成事業のうち特定林地改良により森林作業道の開設又は改良を事業主体が請負に付して実行した場合は、ア、イ、ウにかかわらず、標準経費に補助率を乗じて求められた額と実行経費に補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。

キ 県が行う事業に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。

ク 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち、ケにより補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては、当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求める。

ケ 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち、地形や地質の条件から県が定めた標準単価が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準単価が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全標準歩掛に基づき算

出される経費と当該標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求める。

### 3 標準単価

ア 事業ごとに別表1「造林事業標準単価構成因子」により定める。ただし、播種等の施業を行うもので、別表1によりがたいものについては、別に定めることとする。

イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を標準単価に加算するものとする。なお、自己所有山林における施業であっても、雇用形態の有無により間接費を標準単価に加算できるものとする。

ウ 間伐、更新伐、特殊地拵え又は花粉発生源植替えの単価の適用については次のとおりとする。

(ア) 複数の作業システムが混合している場合は以下の優先順位で単価区分を適用する。  
ただし、それぞれの作業システムで施業を行った面積及び搬出材積が確定できる場合はそれぞれの作業システムに応じた単価を適用できるものとする。

① 車両系

② 簡易架線系

③ 本格架線系

例：車両系と簡易架線系が混在している場合は車両系

車両系と本格架線系が混在している場合は車両系

簡易架線系と本格架線系が混在している場合は簡易架線系

車両系と簡易架線系と本格架線系が混在している場合は車両系

(イ) 本格架線系及び簡易架線系の単価を適用する場合の集材方式の例

単価区分	作業システム	想定される林業機械
本格架線系	本格架線	集材機
簡易架線系	自走式搬器	ラジキャリー
簡易架線系	タワーヤーダ	タワーヤーダ
簡易架線系	ランニングスカイライン	タワーヤーダ、スイングヤーダ等
簡易架線系	スラックライン	タワーヤーダ、スイングヤーダ等

#### 4 査定係数

査定係数は下表のとおりとする。

なお、付帯施設等整備及び森林作業道整備の査定係数は、原則、一体的に実施する施業の査定係数を適用する。

	区 分	査定係数
森林環境保全直接支援事業	<p>市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り。</p>	180
	<p>(1)森林経営計画等に基づき行う事業（査定係数180で行うものを除く。また、当該施行地における4回以降の下刈りも含む）            (2)間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの（ただし、森林経営計画対象林班で森林経営計画対象森林と一体的に間伐及び更新伐を行う場合は、当該森林について補助金交付申請時までには森林経営計画の認定を受けるか、認定の申請を行っていること。また、隣接林班で森林経営計画対象森林と一体的に間伐及び更新伐を行う場合は、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。）            (3)付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。            (4)森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。</p>	170
	<p>(1)人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）            (2)下刈り、雪起こし及び倒木起こしのうち、査定係数180及び170に該当しないもの。</p>	90

特定機能回復事業 (森林緊急造成)	森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの。		180
	その他		90
特定機能回復事業 (被害森林整備)			170
特定機能回復事業 (重要インフラ施設周辺森林整備)			180
特定機能回復事業 (林相転換特別対策)	花粉発生源対策タイプ	一貫作業及び同施行地における3回までの下刈り。	180
		査定係数180に該当しないもの。	170
	林野火災対策タイプ		180
	野生鳥獣被害対策タイプ		180
機能回復整備事業 (特定森林造成事業)	花粉発生源対策促進事業		180
	耕作放棄地等森林造成	施業実施協定造林	180
		保安林等造林	180
		分収林造林	170
		森林整備協定造林	
普通造林		110	

## 5 人工造林の適用本数

別に定める種別単価表の人工造林及び一貫作業の適用本数は下表のとおりとし、1ha当たり植栽本数が1,501本未満（樹下植栽及びコンテナ苗植栽については1ha当たり501本未満）のものは、補助対象としない。

本数階	適当本数
501 本 植	501～1,000 本/ha
1,001 本 植	1,001～1,500 本/ha
1,501 本 植	1,501～1,750 本/ha
1,751 本 植	1,751～2,000 本/ha
2,001 本 植	2,001～2,250 本/ha
2,251 本 植	2,251～2,500 本/ha
2,501 本 植	2,501～2,750 本/ha
2,751 本 植	2,751 本/ha 以上

## 6 共通仮設費

共通仮設費は、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）の第1の4の（2）に基づき、直接費の合計の8.4%（森林作業道の開設、改良及び復旧については10.7%）に相当する額とする。また、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するため、衛星通信機器等の活用を行った場合、直接費の1%に相当する額を共通仮設費とは別に加算することができる。

## 7 間接費等

- (1) 現場監督費は、標準単価設定通知の第3の2に基づき、標準単価の21%に相当する額とする。また、熱中症対策として、7月1日から9月30日までの期間に、事業期間の過半を占める下刈りにおいては、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。
- (2) 法定福利費は、標準単価設定通知の第3の3に基づき、社会保険等の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す加算率を乗じた額とする。

(表1)

保険等の種類		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度 以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

(表2)

平均点数	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

- (3) 森林作業道において、7の間接費を計上する場合は、県が定めた標準単価が適用できる場合又は森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全標準歩掛に基づき算出される経費と標準単価を加算した場合に適用するものとする。

なお、幅員が3.0m以上で積算する場合の諸経費は、森林整備保全事業設計積算要領によるものとし、工種区分は道路工事を適用するものとする。

## 8 附則

この要領は、平成20年度事業から適用する。

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

この要領は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年6月20日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成26年8月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。

この要領は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要領は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要領は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和4年7月19日から施行する。ただし、2の(1)及び4の(1)については国の令和4年度事業から適用する。

この要領は、令和5年7月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度事業から適用する。

この要領は、令和7年5月30日から施行し、令和7年度事業から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から適用する。

別表 1

## 造林事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
改良	不用木除去費、不良木淘汰費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
防火林帯整備	不用木除去費、不良木淘汰費、支障木等伐倒費、搬出集積費
緩衝林帯整備	不用木除去費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。